

## 県立学校緊急地震速報装置設置に係る配線業務仕様書

### 1 業務概要

県立学校に設置されている J アラート受信機を緊急地震速報装置に更新するにあたって、緊急地震速報装置をインターネットに接続するために必要となる既存ネットワーク機器から緊急地震速報装置設置場所への配線を行うもの。

### 2 業務実施場所

別添 1 のとおり

### 3 業務内容

- ・別添 1 に示す配線元スイッチから、緊急地震速報装置設置予定場所までの間に LAN ケーブル（Cat 5e 以上）を敷設し、LAN ケーブルの両端には RJ 45 コネクタを取り付けること。
- ・指定箇所までのケーブルルートについては原則、天井裏等の既存敷設ケーブルルートとし、既存ケーブルルートでの配線が困難もしくは既存ケーブルルートが無い箇所は、別途発注者と協議すること。天井転がし配線、配管配線を基本とし、前述によらない部分については、配線保護カバー（モール）の敷設により露出部分を少なくすること。
- ・ケーブル測定による導通チェックを実施すること。
- ・作業に必要なケーブル及び部材は受注者にて調達すること。
- ・配線元スイッチ、緊急地震速報装置設置予定場所の配置図は別添 2 に示す。なお、緊急地震速報装置設置場所は確定次第、別途発注者から指示する。
- ・現地確認の結果、別添 1 に示す配線元スイッチからのケーブル配線が困難な場合は、別途発注者と協議すること。

### 4 業務期間

契約日から令和 8 年 1 2 月 2 5 日（金）まで

### 5 本業務は、本仕様書による他、下記に示す諸法規及び基準等を遵守しなければならない。

- (1) 電気設備技術基準（経済産業省）
- (2) 日本産業規格（JIS）（日本産業標準調査会）
- (3) 電気通信設備工事共通仕様書
- (4) その他、上記で判断できない事項が生じた場合、その都度発注者と受注者で協議の上、決定する。

### 6 一般事項

#### (1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

#### (2) 資料提供

ア 受注者から発注者に対し、本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、発注者と受

注者が協議の上、発注者は受注者に対し、無償でこれらの提供を行う。

イ 受注者は、発注者から提供された本業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

ウ 受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。

エ 発注者及び受注者は、アからウにおける資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行うものとする。

### (3) 追完請求権

ア 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物が契約書及び仕様書で定める内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により無償で成果物の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができ、受注者は、当該追完を行うものとする。

イ 発注者は、当該契約不適合（受注者の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、受注者に対して損害賠償を請求することができる。

ウ ア及びイの規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

### (4) 任意解除

ア 発注者は、(5)又は(6)の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

イ 発注者は、アの規定により契約を解除する場合、契約解除の1ヶ月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

### (5) 催告による解除

ア 発注者は、受注者が次の(ア)から(エ)のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(ア) 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。

(イ) 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

(ウ) 正当な理由なく、(3)の履行の追完がなされないとき。

(エ) (ア)から(ウ)に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

イ 受注者は、アの規定によりこの契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

### (6) 催告によらない解除

ア 発注者は、受注者が次の(ア)から(ク)のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (ア) 本業務の履行不能が明らかであるとき。
- (イ) 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (ウ) 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (エ) 業務期間満了までに、受注者が本業務の履行をしないでその時期を経過したとき。
- (オ) (ア) から (エ) に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が (5) の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (カ) 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。
- (キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (ク) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
  - a 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
  - b 暴力団員を雇用すること。
  - c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
  - d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金融、物品その他財産上の利益を与えること。
  - e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
  - f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
  - g 暴力団若しくは暴力団員であること又はaからfまでに掲げる行為を行うものであることを知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

イ 受注者は、アの規定によりこの契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

#### (7) 解除の制限

(5) のアの (ア) から (エ) 及び (6) のアの (ア) から (オ) までの規定に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、(5) 及び (6) の規定による契約の解除をすることができない。

#### (8) 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らな

かったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

(9) 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(10) 守秘事項等

ア 本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。

イ 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ ア及びイの規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(11) 完了報告及び検査

ア 受注者は、本業務を完了したときは、業務完了の日から10日以内に業務完了報告書及び以下の提出物を紙媒体で各1部、発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。

| 名称       | 内容             |
|----------|----------------|
| 写真       | 作業前後の状況が分かる写真  |
| ケーブル測定結果 | ケーブル測定結果が分かる資料 |

イ 発注者は、受注者からアの提出を受けた日から10日以内に、契約書及び仕様書に適合していることを検査し、契約書及び仕様書に適合する場合は、検査合格として受注者に対しその旨を通知するものとし、適合しない場合は、検査不合格として受注者に対しその旨を直ちに通知し、補正を求めるものとする。

ウ 受注者は、イの補正の求めにより直ちに補正を行い、補正が完了したときは、発注者にその旨を直ちに通知するものとする。

エ 発注者は、ウの通知を受けた日から7日以内に、再度イに基づく検査及び通知を行うものとする。

オ イの検査合格をもって、検査完了とする。

(12) 委託料の支払

ア 受注者は、(11)の完了報告が合格と認められた後、本業務に係る委託料の請求書を発注者へ提出するものとする。

イ 発注者は、正当な請求書を受理した日から30日以内に請求に係る委託料を支払うものとする。

ウ 発注者が、正当な理由なくイに規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は未払金額に対し、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算して得た額の遅延利息を発注者に請求することができる。

(13) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

（ア）再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合

（イ）再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

(14) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(15) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(16) 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起又は調停（発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第6条第1項に規定する場合については、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(17) その他

ア 契約書の作成に当たり、仕様書の6一般事項を契約書に記載した場合は、当該条項を仕様書から削除する場合がある。

イ 仕様書中の一般事項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更するときがある。

ウ この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

(別添1) 業務実施場所、配線元スイッチ・配線先機器設置(予定)場所

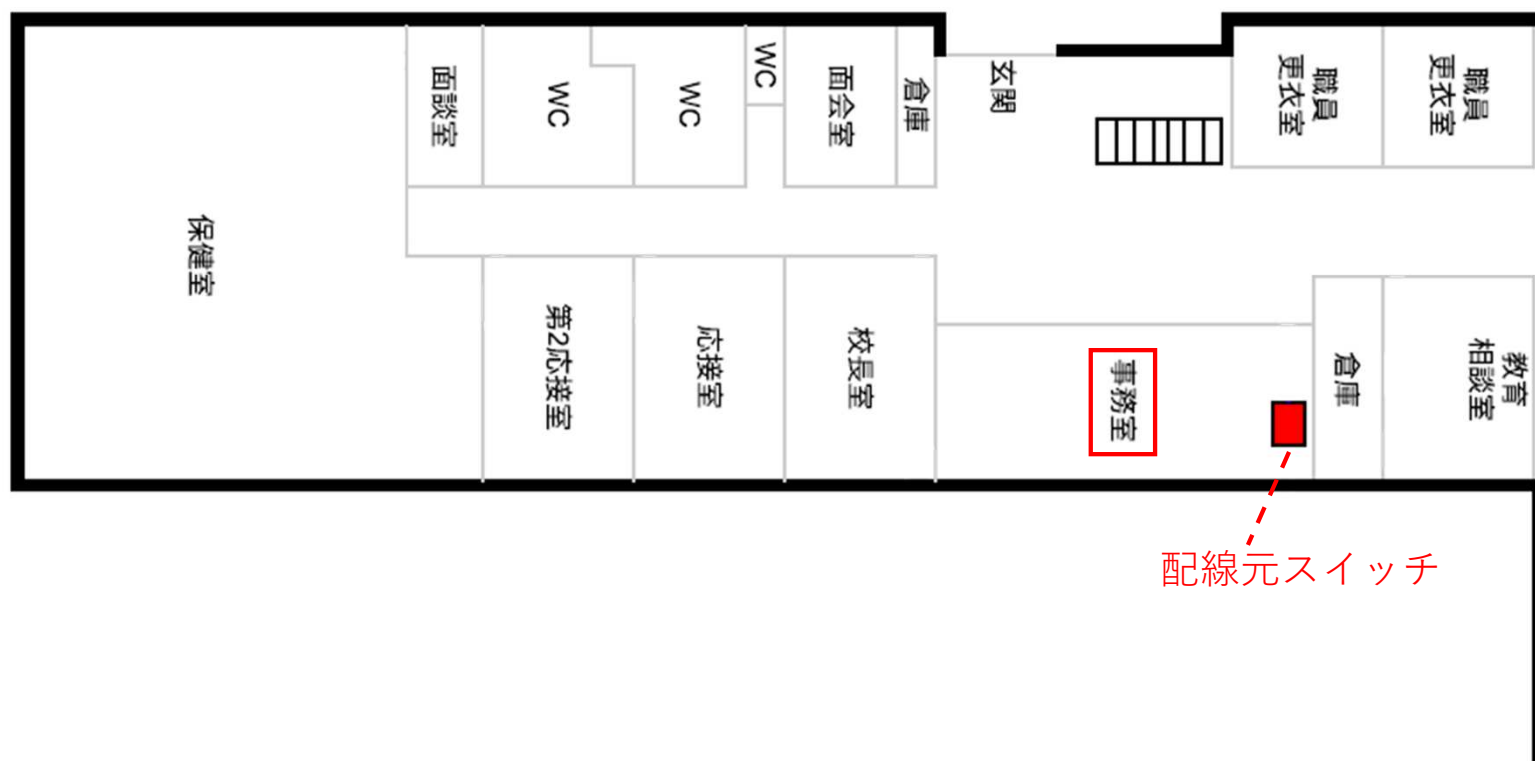
| 列1 | 学校名          | 所在地              | 配線元スイッチ設置場所 | 配線先機器(緊急地震速報装置)<br>設置予定場所 |
|----|--------------|------------------|-------------|---------------------------|
| 1  | 鳥取東高等学校      | 鳥取市立川町五丁目210     | 第1校舎1F      | 事務室                       |
| 2  | 鳥取西高等学校      | 鳥取市東町二丁目112      | 管理棟1F       | 事務室                       |
| 3  | 鳥取商業高等学校     | 鳥取市湖山町北二丁目401    | 管理教室棟1F     | 事務室                       |
| 4  | 鳥取工業高等学校     | 鳥取市生山111         | 管理棟1F       | 事務室                       |
| 5  | 鳥取湖陵高等学校     | 鳥取市湖山町北三丁目250    | 管理棟1F       | 事務室                       |
| 6  | 鳥取緑風高等学校     | 鳥取市湖山町南三丁目848    | 管理教室棟1F     | 職員室                       |
| 7  | 青谷高等学校       | 鳥取市青谷町青谷2912     | 管理教室棟2F     | 職員室                       |
| 8  | 岩美高等学校       | 岩美郡岩美町浦富708-2    | 管理特別教室棟1F   | 事務室                       |
| 9  | 八頭高等学校       | 八頭郡八頭町久能寺725     | 第2校舎2F      | 職員室                       |
| 10 | 智頭農林高等学校     | 八頭郡智頭町智頭711-1    | 管理棟1F       | 事務室                       |
| 11 | 倉吉東高等学校      | 倉吉市下田中町801       | 管理棟1F       | 事務室                       |
| 12 | 倉吉西高等学校      | 倉吉市秋喜20          | 管理棟1F       | 事務室                       |
| 13 | 倉吉農業高等学校     | 倉吉市大谷166         | 管理教室棟2F     | 放送室                       |
| 14 | 倉吉総合産業高等学校   | 倉吉市小田204-5       | 教室棟2F       | 放送室                       |
| 15 | 鳥取中央育英高等学校   | 東伯郡北栄町由良宿291-1   | 管理棟1F       | 事務室                       |
| 16 | 米子東高等学校      | 米子市勝田町1          | 管理・教室棟1F    | 事務室                       |
| 17 | 米子西高等学校      | 米子市大谷町200        | 管理教室棟1F     | 事務室                       |
| 18 | 米子高等学校       | 米子市橋本30-1        | 管理棟1F       | 事務室                       |
| 19 | 米子南高等学校      | 米子市長砂町216        | 管理・教室棟1F    | 事務室                       |
| 20 | 米子工業高等学校     | 米子市博労町四丁目220     | B棟(管理棟)1F   | 事務室                       |
| 21 | 米子白鳳高等学校     | 米子市淀江町福岡24       | 管理特別教室棟1F   | 事務室                       |
| 22 | 境高等学校        | 境港市上道町3030       | 管理特別教室棟1F   | 事務室                       |
| 23 | 境港総合技術高等学校   | 境港市竹内町925        | 管理棟1F       | 事務室                       |
| 24 | 日野高等学校       | 日野郡日野町根雨310      | 管理棟2F       | 事務室                       |
| 25 | 日野高等学校(黒坂施設) | 日野郡日野町黒坂 1 1 0 9 | 管理教室棟2F     | 事務室                       |
| 26 | 鳥取盲学校        | 鳥取市国府町宮下1265     | 管理棟1F       | 事務室                       |
| 27 | 鳥取養護学校       | 鳥取市江津260         | 特別教室棟2F     | 職員室                       |
| 28 | 白兔養護学校       | 鳥取市伏野1550-1      | 北校舎1F       | 事務室                       |
| 29 | 倉吉養護学校       | 倉吉市長坂新町1231      | 管理特別教室棟1F   | 事務室                       |
| 30 | 皆生養護学校       | 米子市上福原七丁目13-4    | 管理棟1F       | 事務室                       |
| 31 | 米子養護学校       | 米子市蚊屋343         | 小学部棟1F      | 事務室                       |
| 32 | 琴の浦特別支援学校    | 東伯郡琴浦町赤碕1957-1   | 第1校舎1F      | 事務室                       |

(別添2) 配線元スイッチ及び配線先装置設置予定場所の配置図

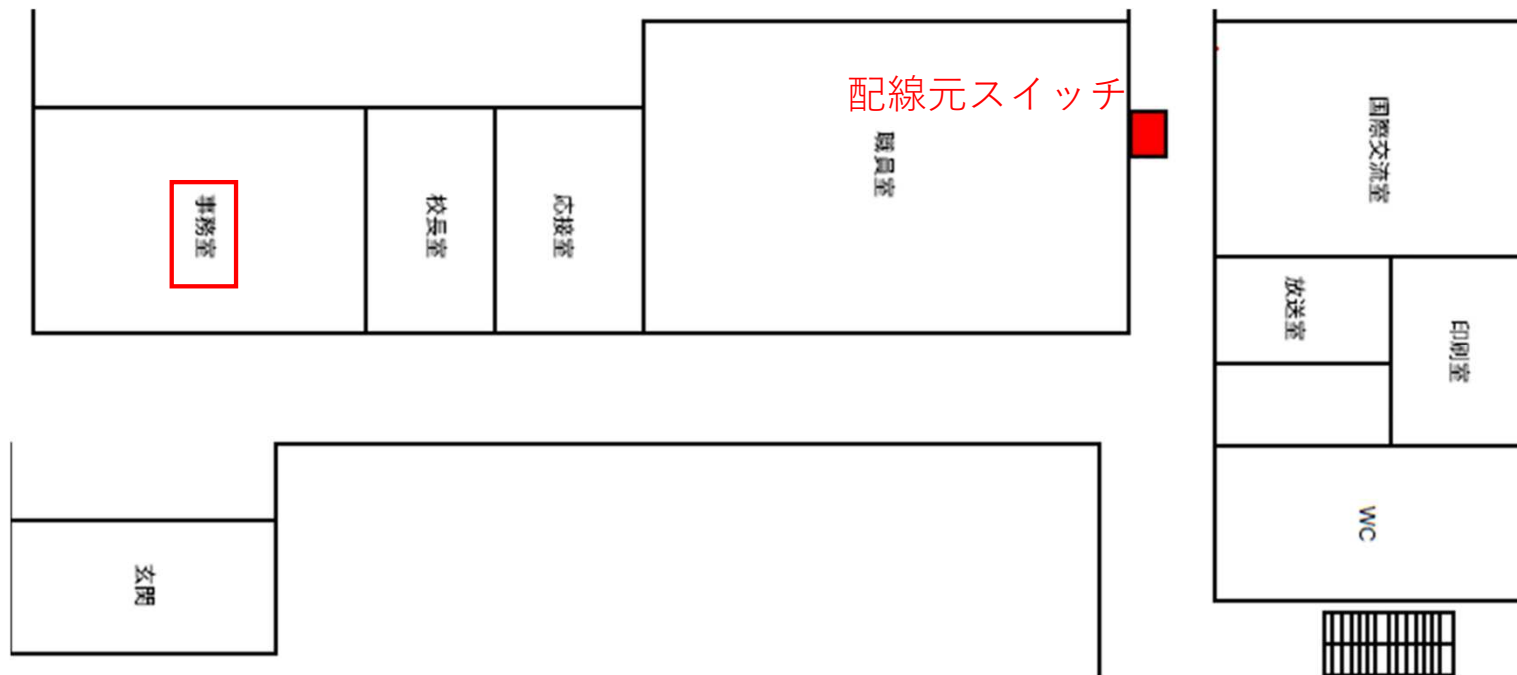
鳥取東高等学校



第1校舎1階



管理棟 1 階



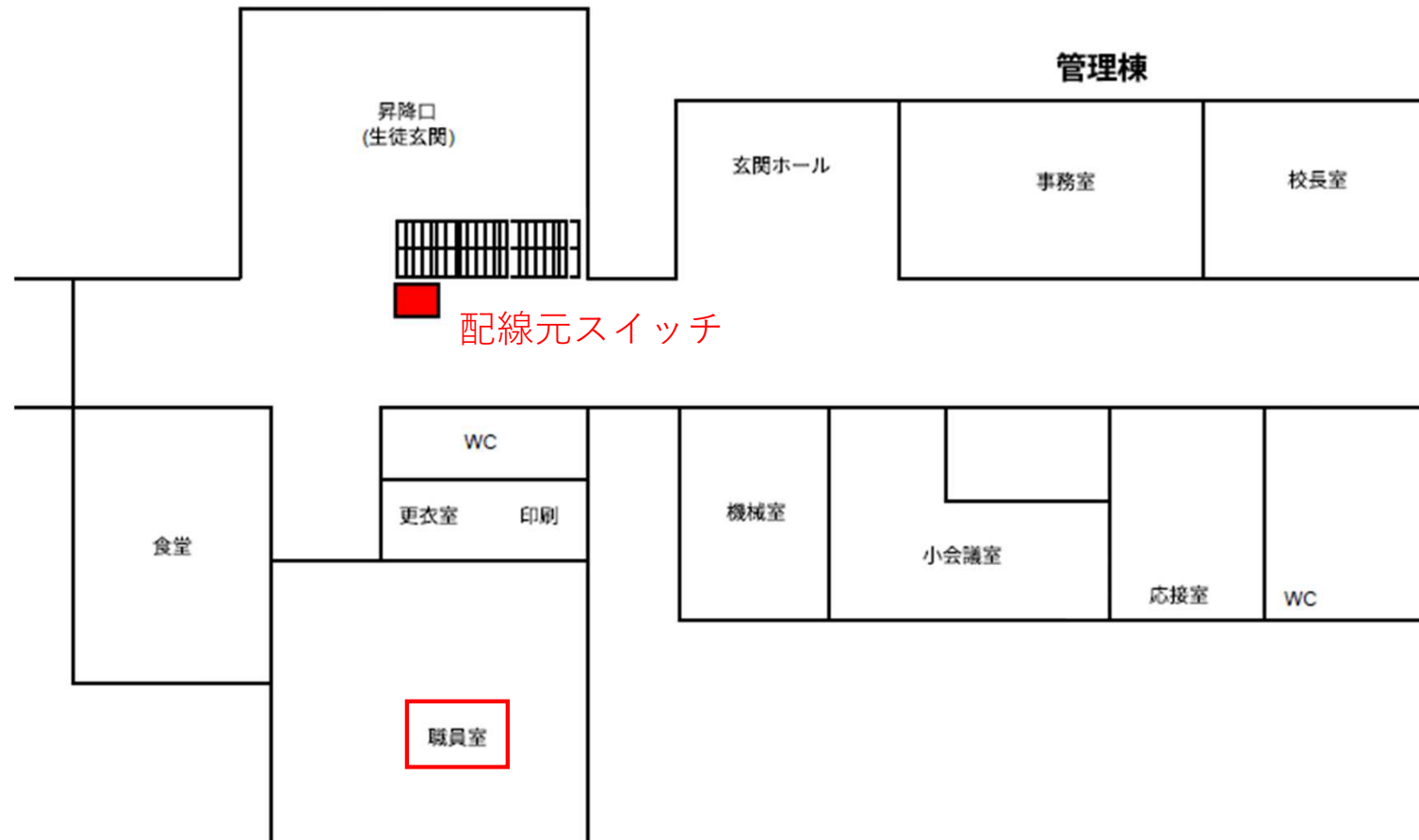
管理教室棟 1 階



管理棟 1 階



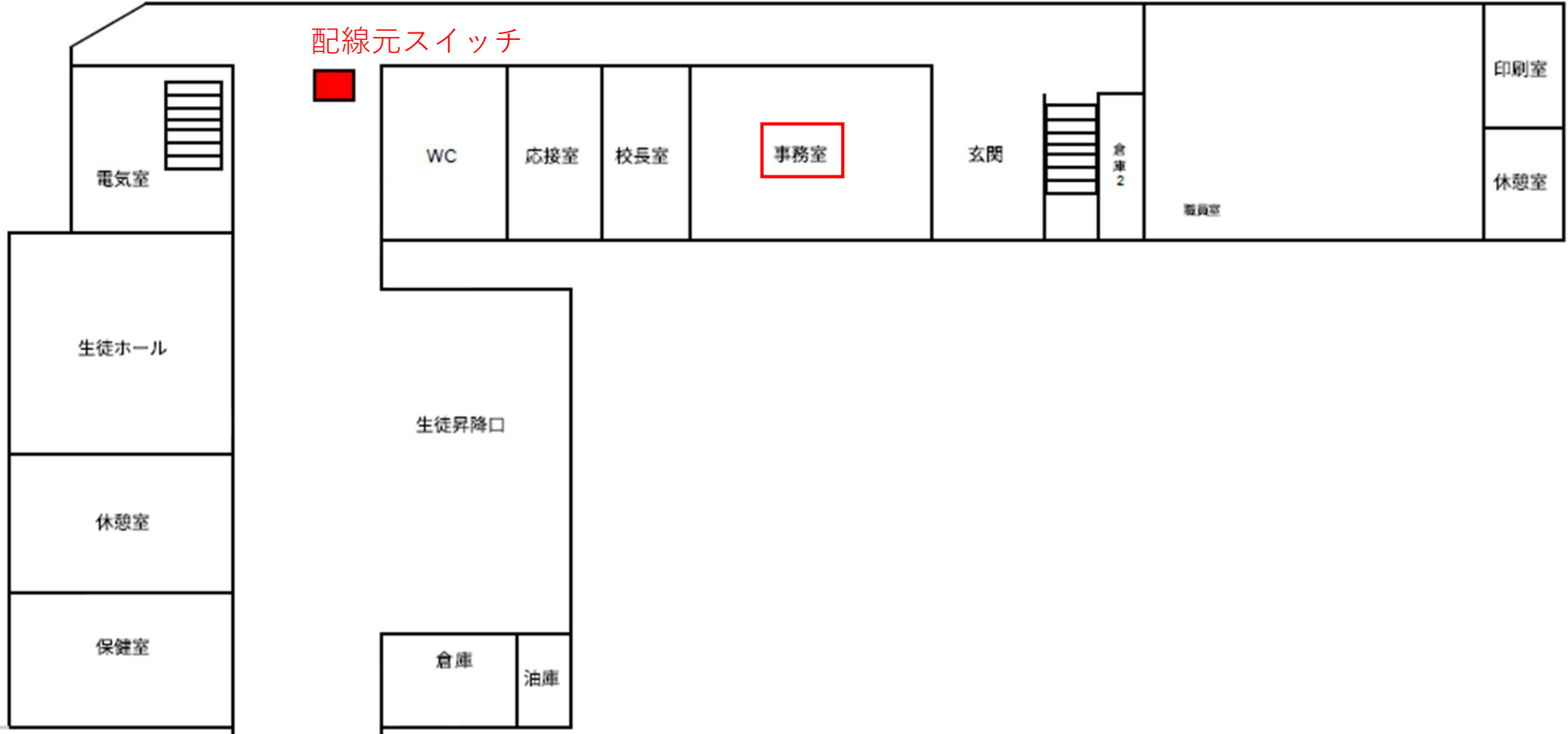
管理棟 1 階



管理教室棟 1 階

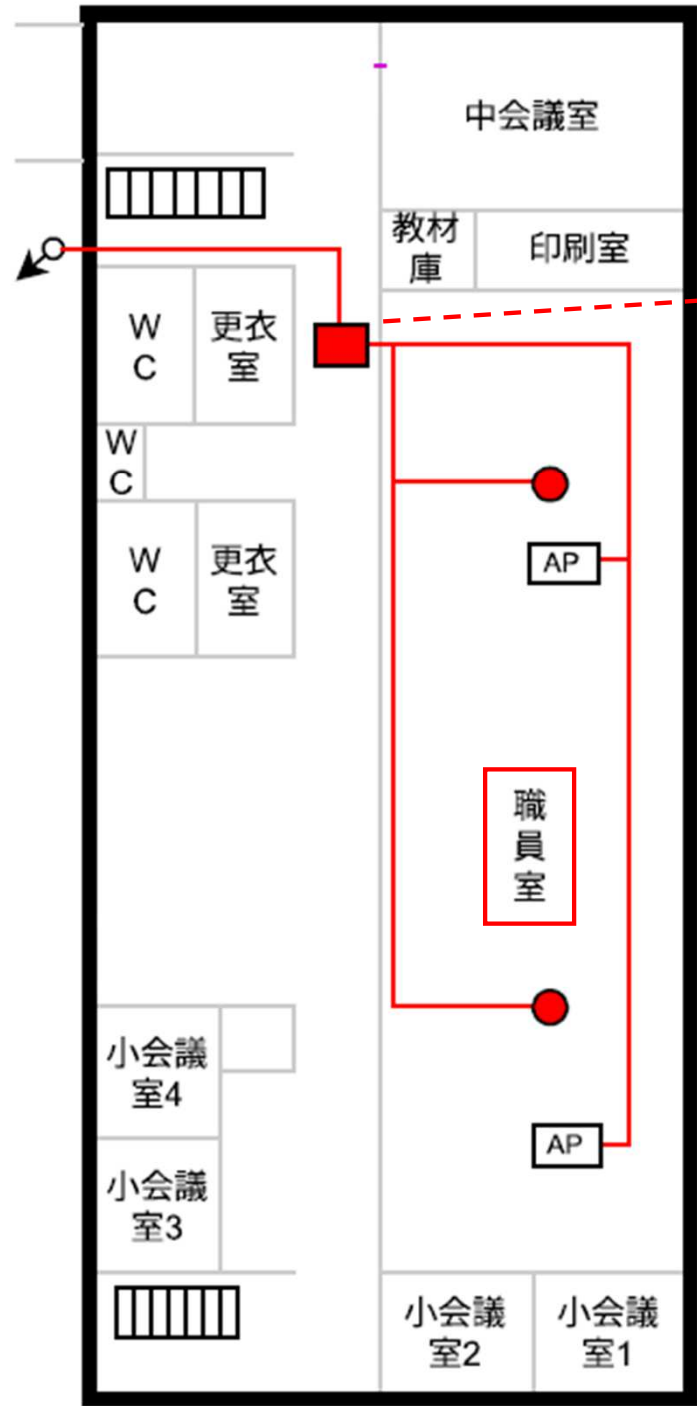


管理教室棟 2 階



管理特別教室棟 1 階

第2校舎  
1F HUBより



配線元スイッチ

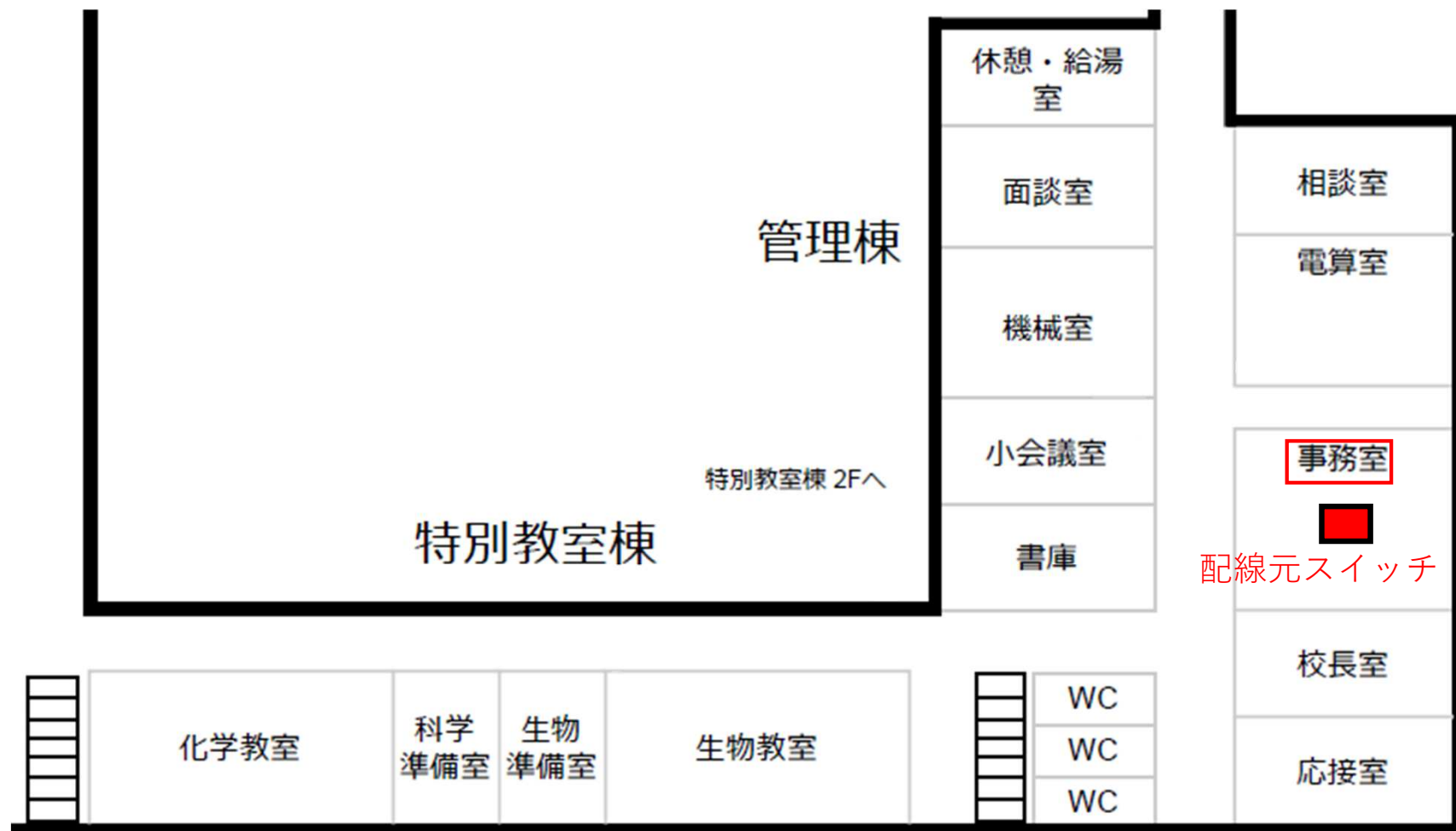
第2校舎2階



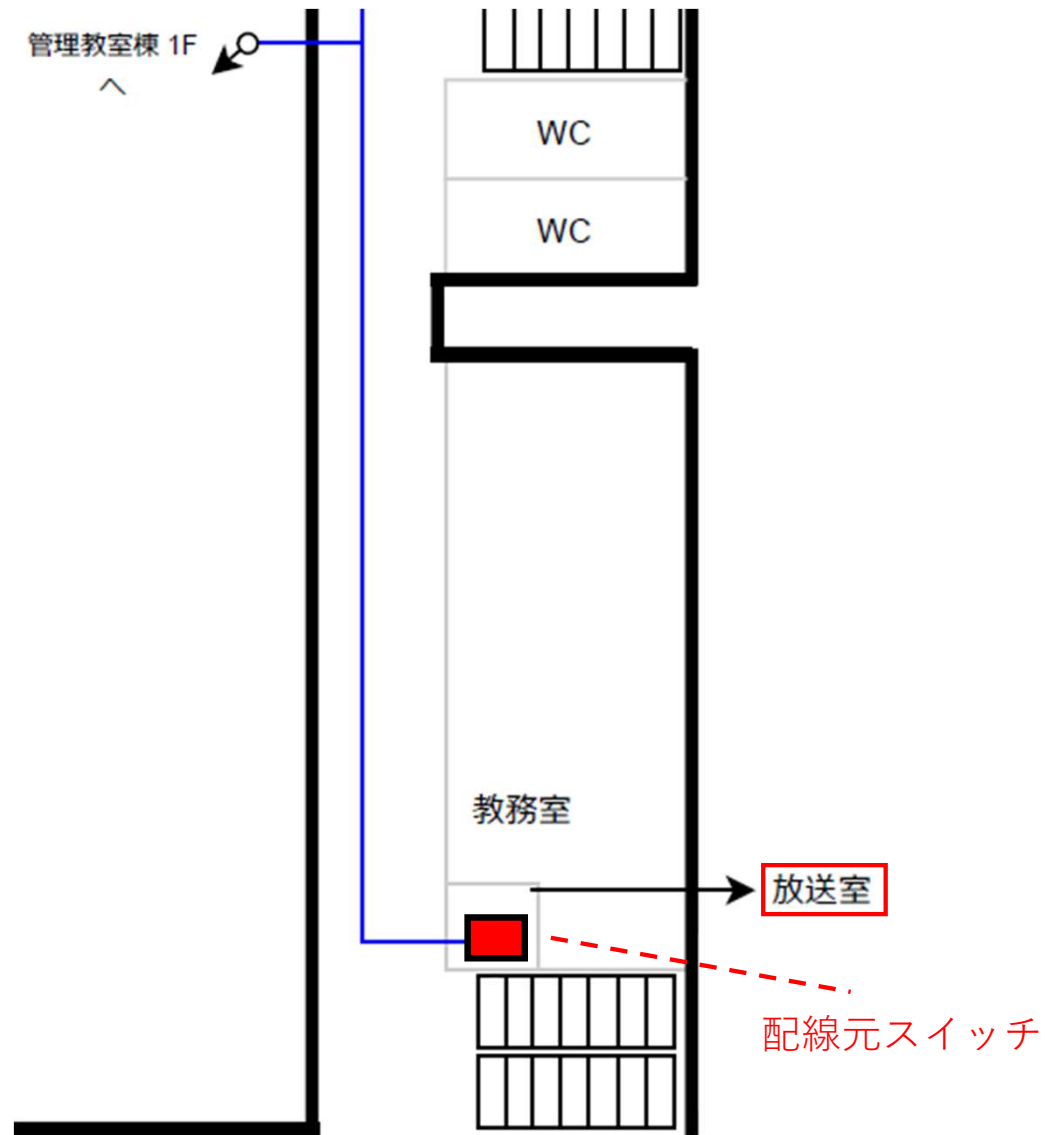
管理棟 1 階



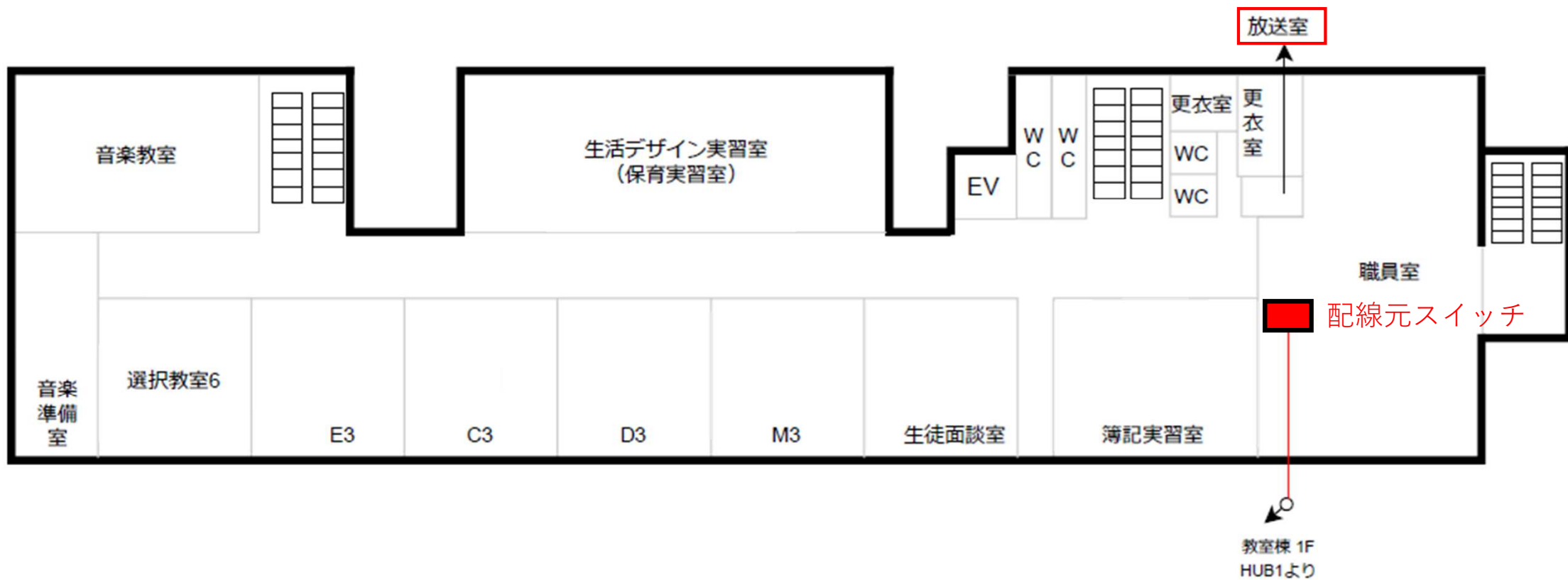
管理棟 1 階



管理棟、特別教室棟 1 階

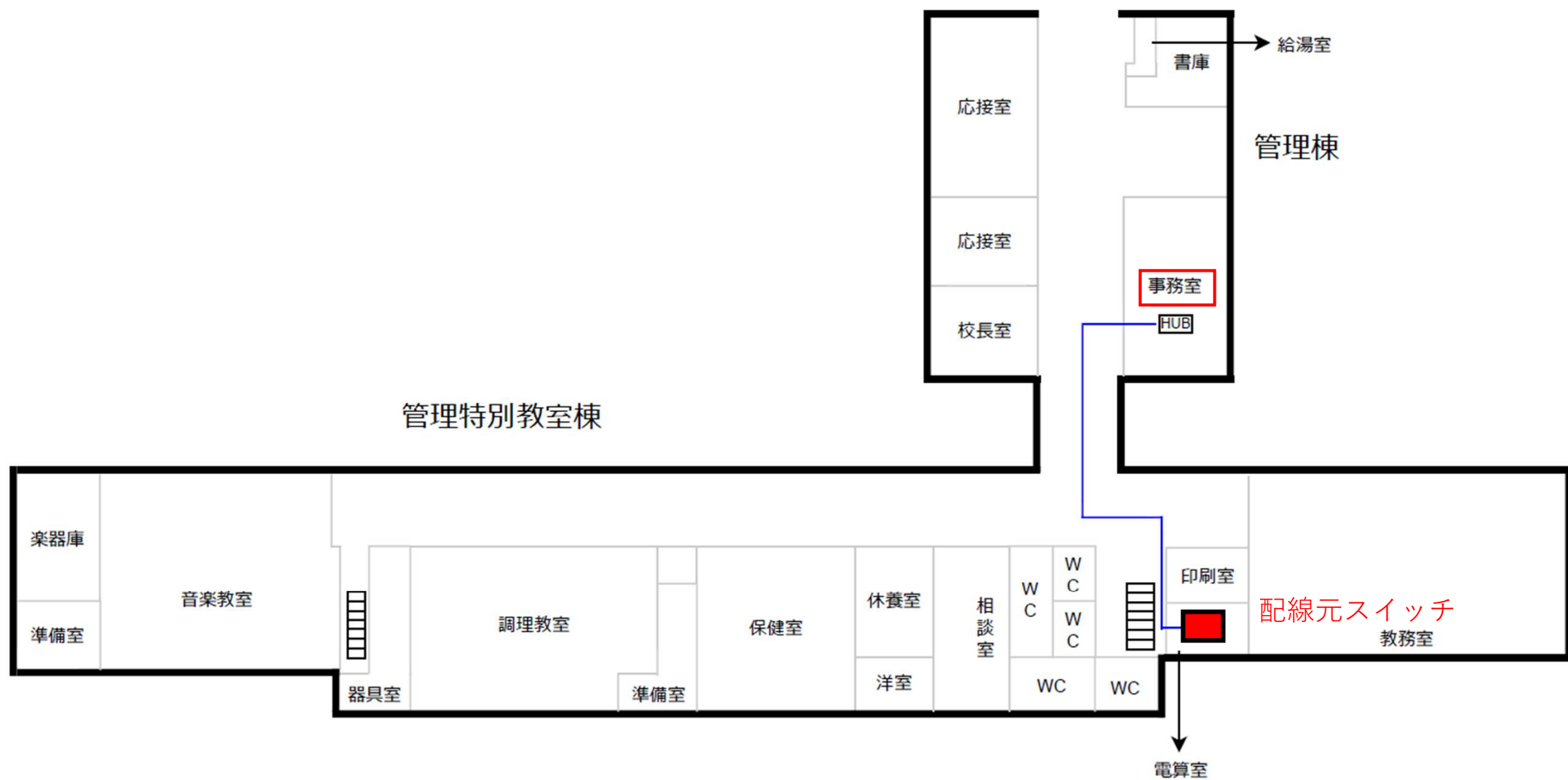


管理教室棟 2 階

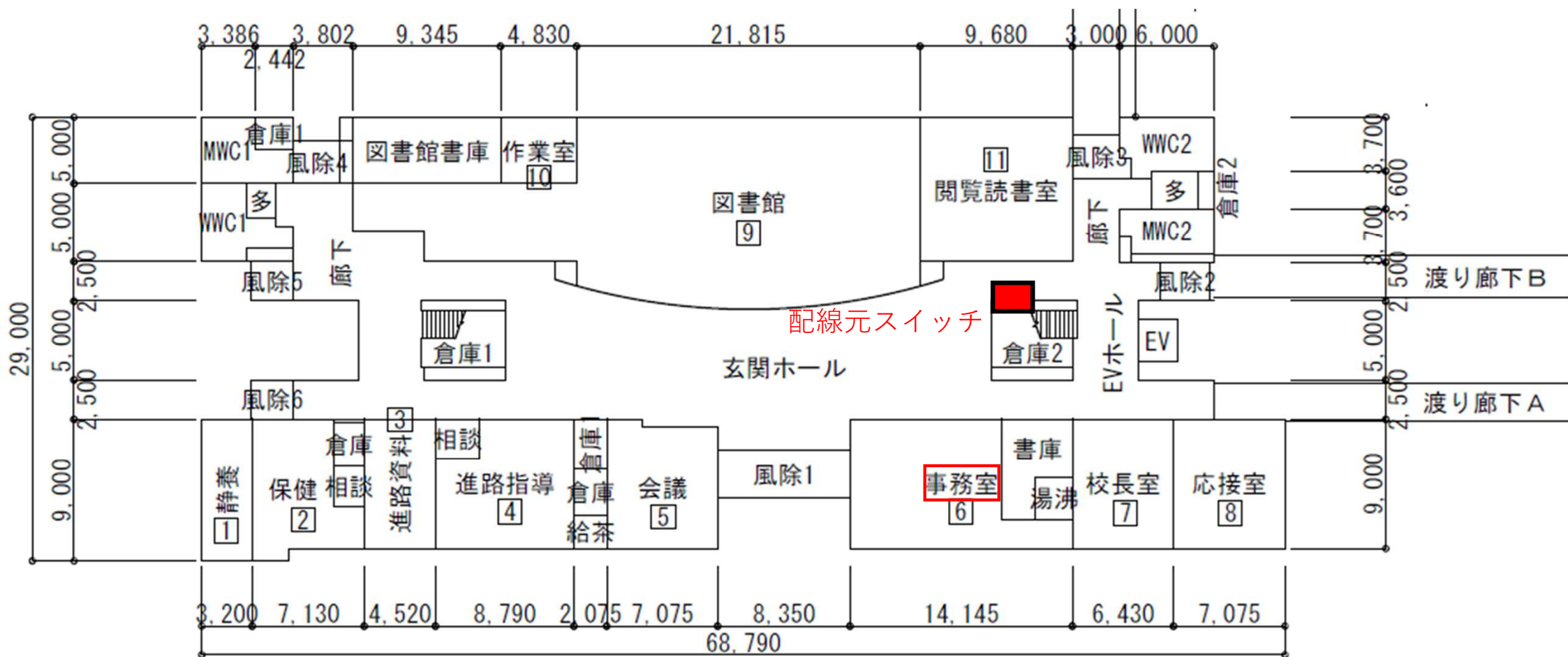


教室棟 2 階

# 鳥取中央育英高等学校

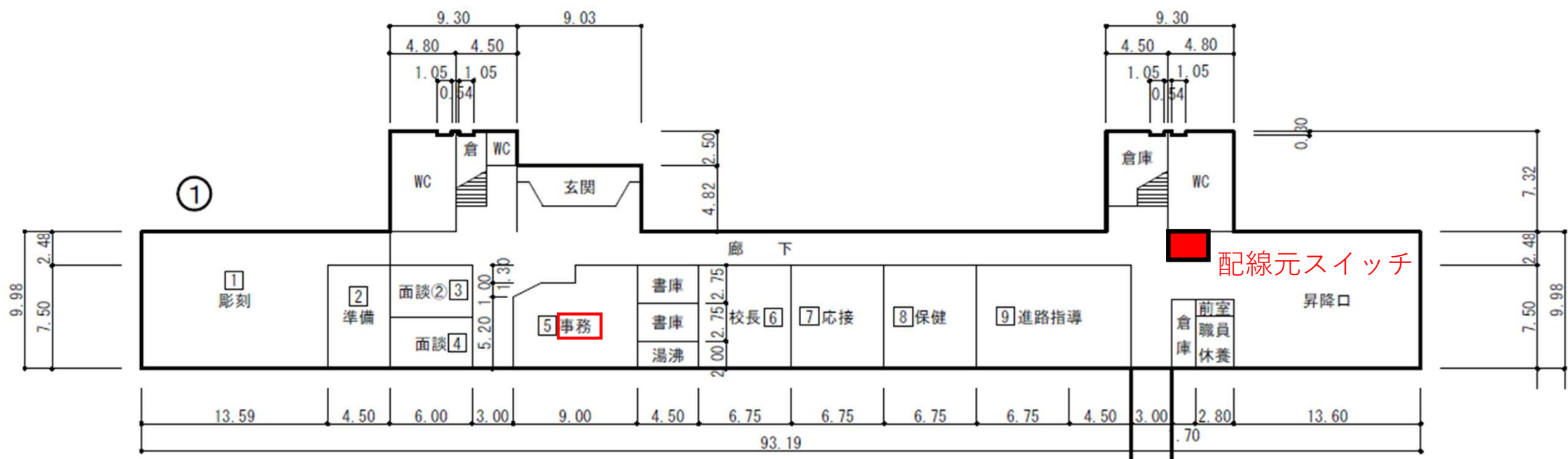


管理特別教室棟、管理棟 1 階



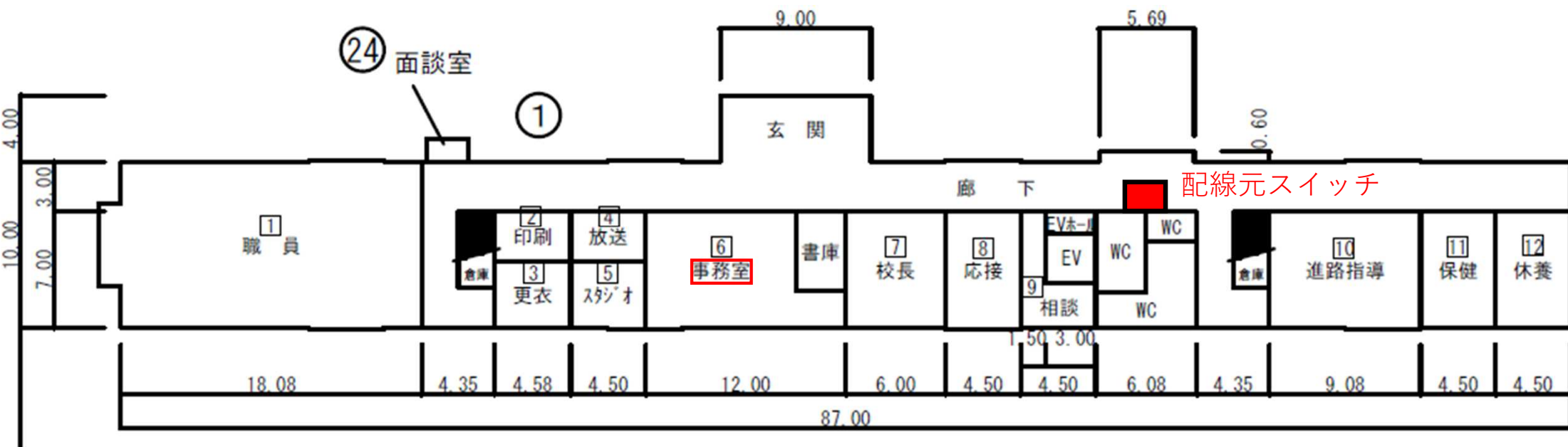
管理・教室棟 1 階





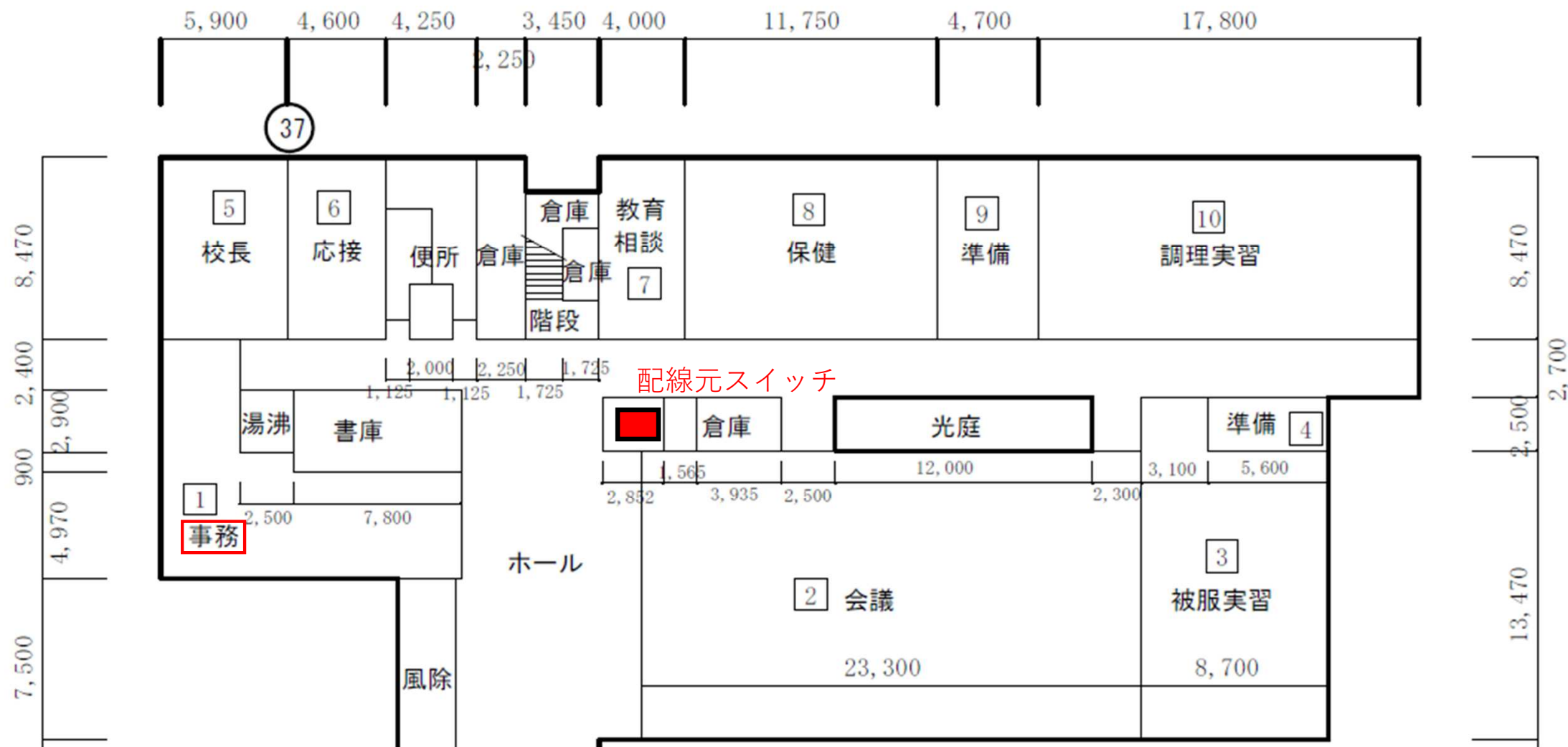
管理棟 1 階

米子南高等学校

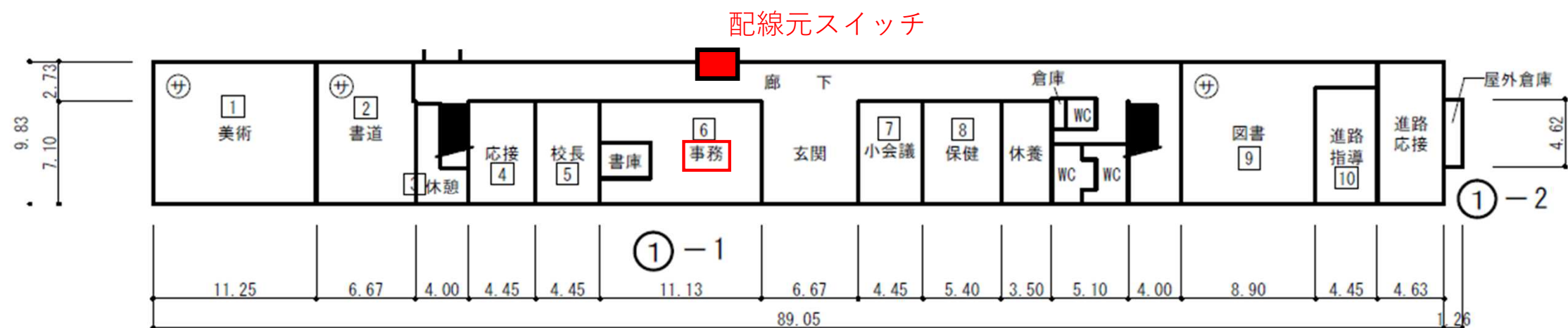


管理・教室棟 1 階

# 米子工業高等学校

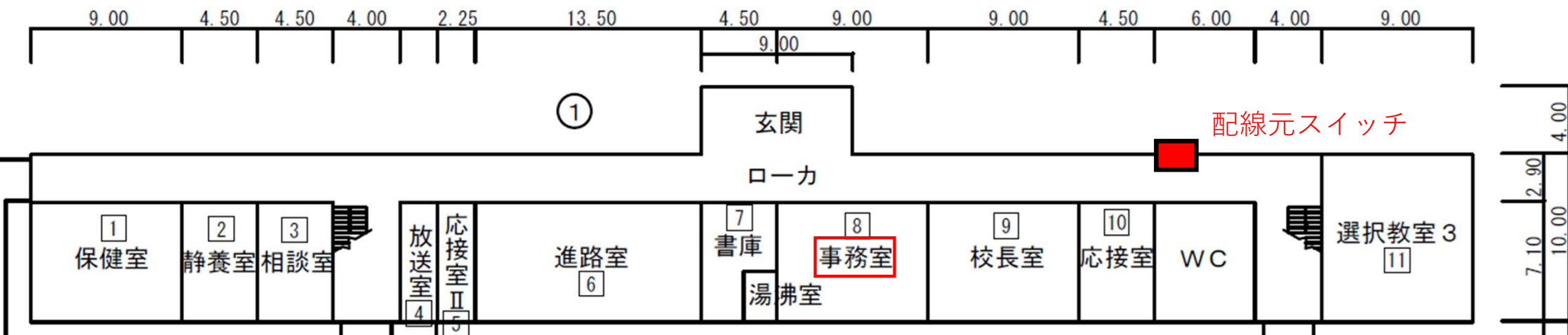


B棟1階

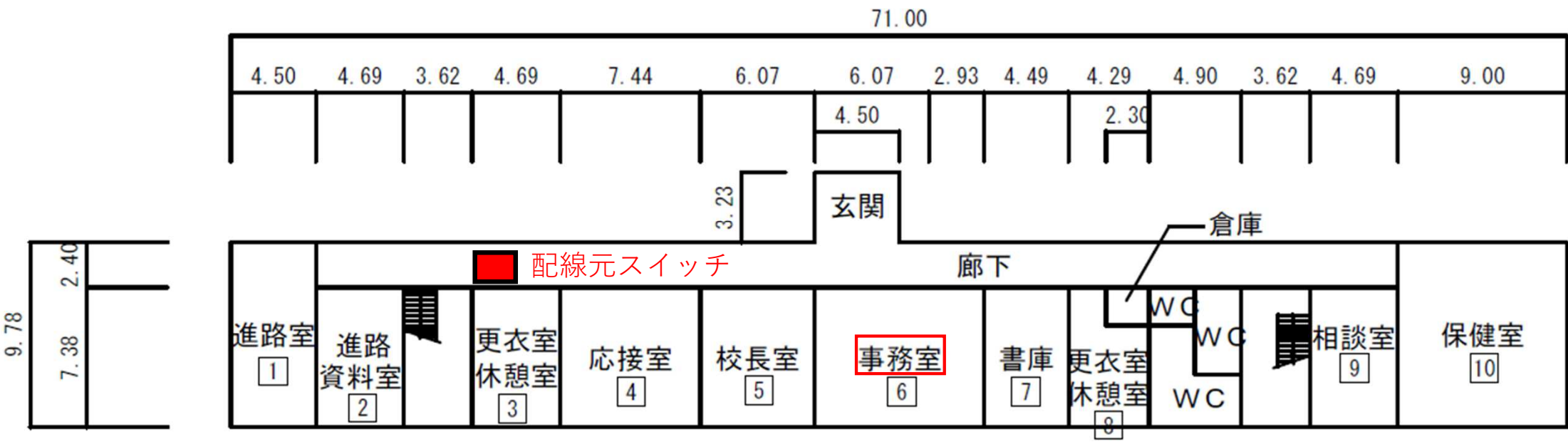


管理特別教室棟 1 階

# 境高等学校

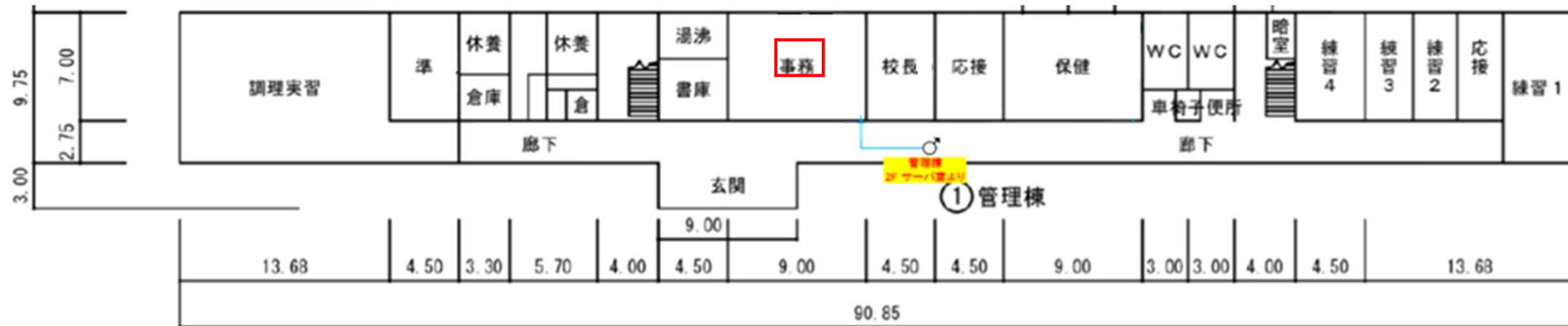
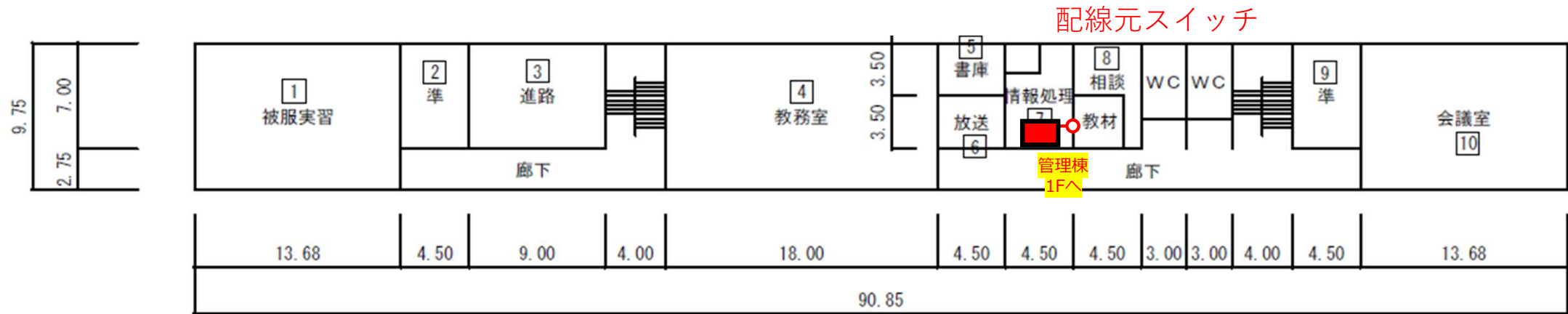


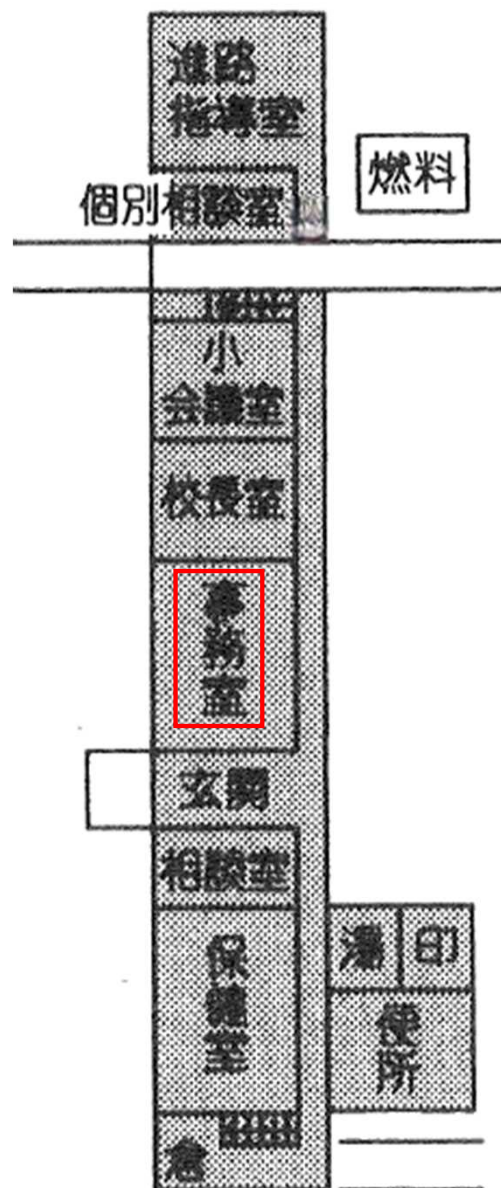
管理特別教室棟 1 階



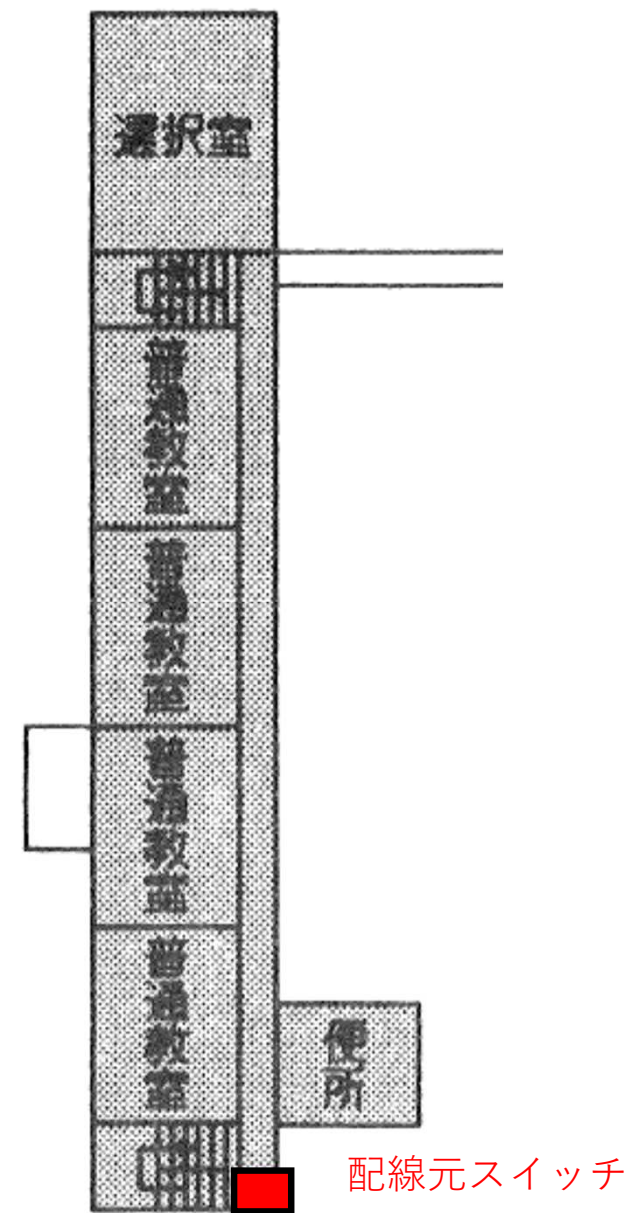
管理棟 1 階

# 日野高等学校



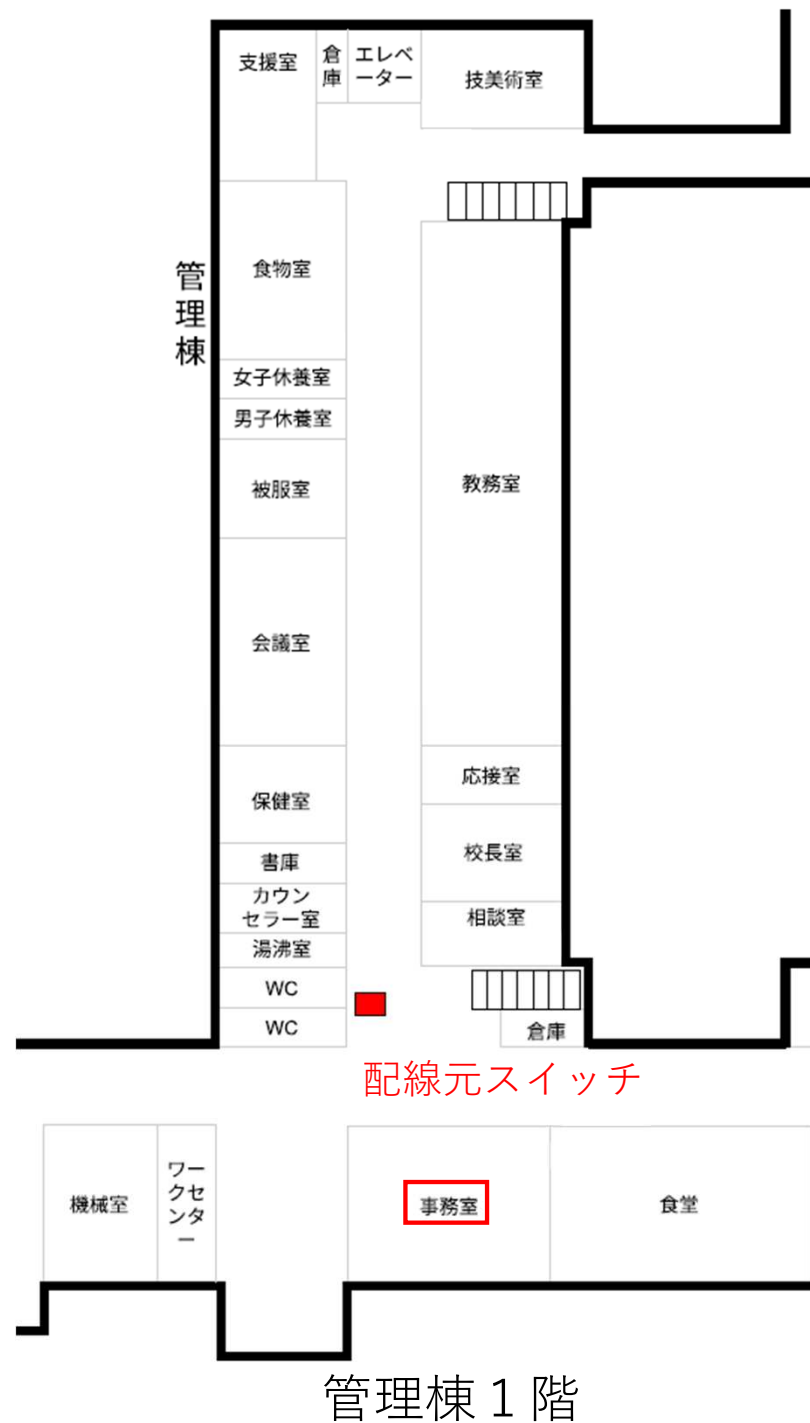


管理教室棟 1 階



管理教室棟 2 階

# 鳥取盲学校

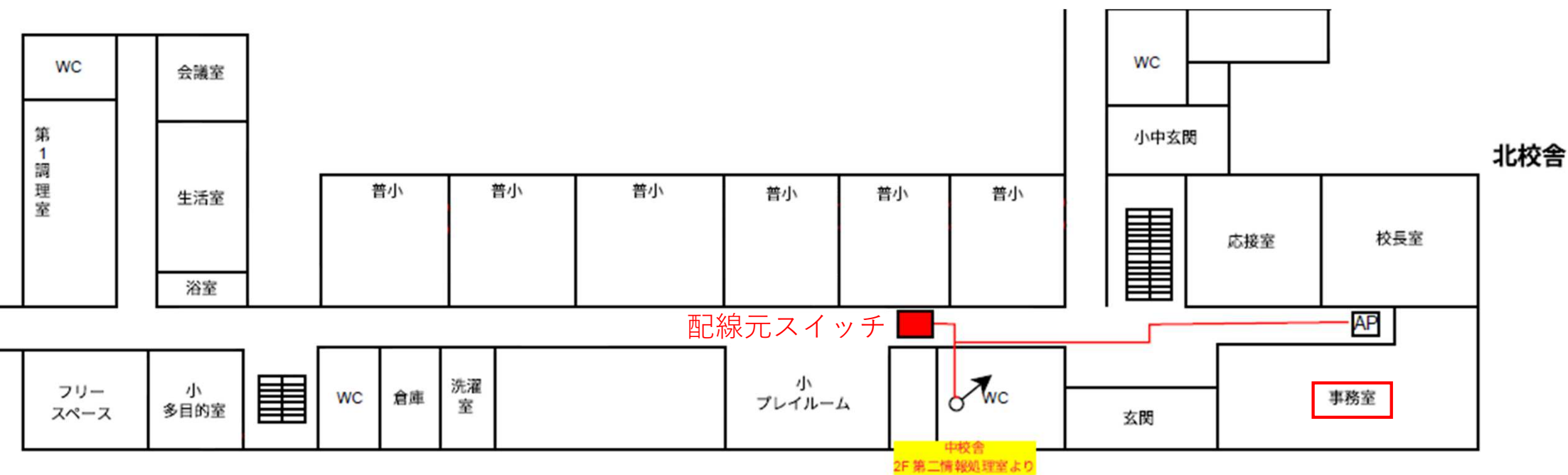


特別教室棟



特別教室棟 2 階

# 白兔養護学校

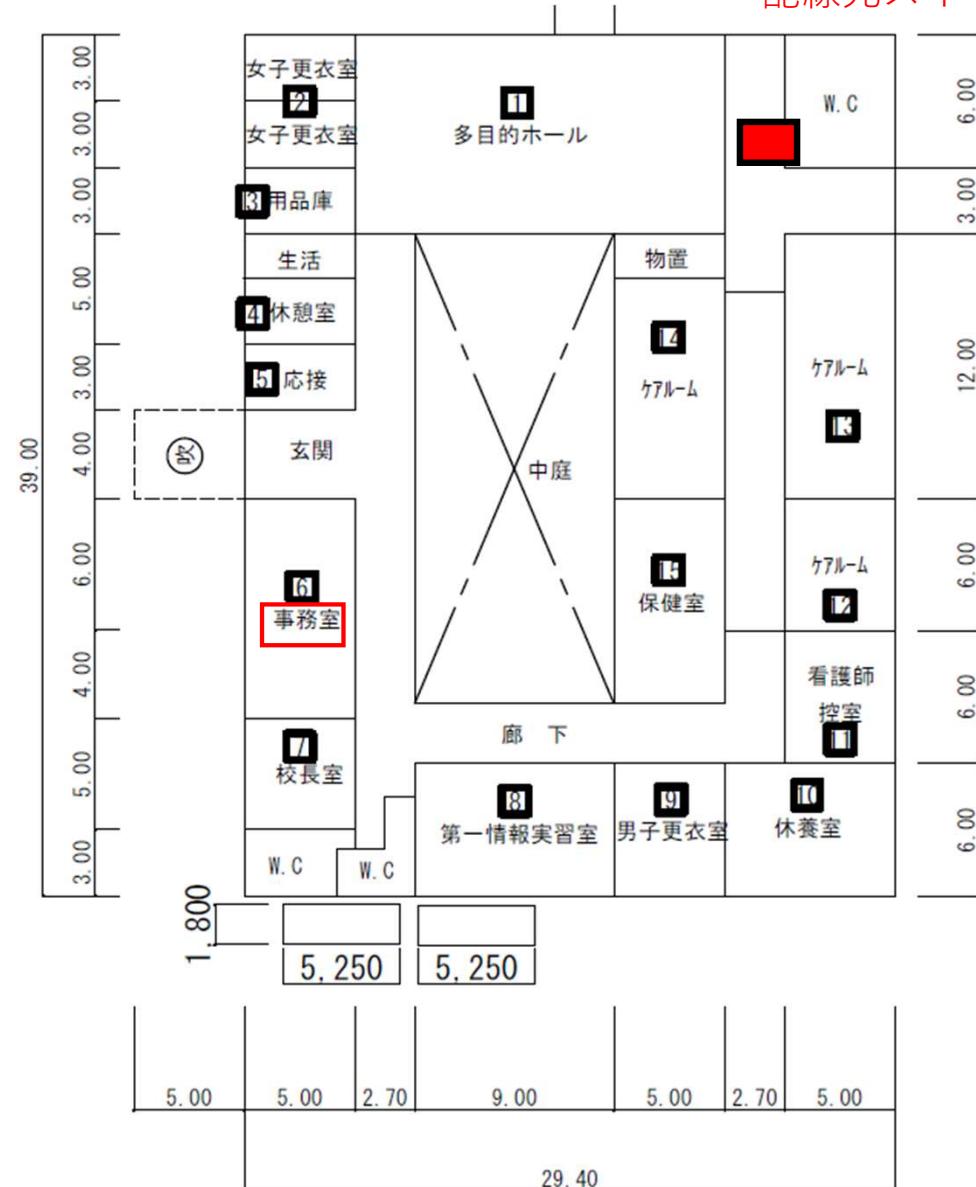


北校舎 1 階



管理特別教室棟 1 階

配線元スイッチ



管理棟 1階



小学部棟 1 階

